

横浜市教委、「つくる会」教科書を採択！ その経過は果たして「公正」だったのか？

8月4日、横浜市教育委員会は来年度から使用する中学校の歴史教科書として、8つの区で「あたらしい歴史教科書をつくる会（藤岡信勝会長）」が主導した自由社版教科書の採択を決定した。

この結果、来年度から1万3千人の横浜市の中学生在が「つくる会」系教科書を使用することとなる。これらにより、扶桑社版・自由社版をあわせた教科書のシェアは、前回の0.4%から1.6%に急増した。

私は「議員」の立場にある。本来、教育の「内容」については政治から独立したものでなければならず、政治はその内容に立ち入るべきではない。

したがって、私は横浜市教育委員会が十分に公正な論議をつくして自由社の教科書を採択したのであれば、その結果の是非を云々する立場にはない。

しかし、問題は「その手続きが公正で適正なものだったのかどうか」である。その点について厳しく検証することは、議員の当然の役割である。

今回の採択の経過を見ていくと、きわめて不可解な

点が浮かび上がってくる。場合によっては、「公正」が根底から揺らぎかねない情報も飛び交っている。

もしそれらが事実であれば、これは教育の場にあってはならない、不当な採択といわざるを得なくなる。

ここでは、その採択の経過を検証することとしたい。

答申を無視した採択手続きへの疑問

教科書の採択は横浜市の場合、「平成21年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づいて行われる。

この「基本方針」によれば、校長や教員、学識経験者および保護者などから構成される「教科書取扱審議会」が、実際に教科書を使う立場から、対象となる教科書の調査研究を行い、教育委員会はこの答申を受けて「公正かつ適正に」採択を行うもの、とされている。

下の表は今回審議会が行った答申である。「項目」の欄に「**知識**」などとあるのは、「**知識**」や「**愛国心**」、「**興味・関心**」など6項目について、もっとも高い評価を得た教科書、という意味である。

横浜市教科書取扱審議会の中学校用教科書についての答申と、実際の採択結果

	答申で推薦された出版社						教育委員の採決票数			採択
	帝国	推薦項目	東書	推薦項目	自由	推薦項目	帝国	東書	自由	
鶴見区	3	⑤⑥④	1	①			4		2	帝国
神奈川区	3	④⑤⑥	2	①②	1	③		3	3	東書
中区	3	⑤⑥④	1	①			3		3	帝国
港南区	3	④⑥⑤	2	①②	1	③	1		5	自由
保土ヶ谷区	3	⑤④⑥	1	①			4		2	帝国
旭区	3	⑥⑤④	2	①②	1	③		2	4	自由
磯子区	3	⑥⑤④	1	①			3		3	帝国
金沢区	3	⑥⑤④	1	①			2		4	自由
港北区	3	⑥⑤④	1	①	1	③	1		5	自由
緑区	3	⑥⑤④	1	①			2		4	自由

帝国書院は最も高評価

自由社の評価は低い

だが、採択結果は……

答申では、すべての区において帝国書院の教科書が多くの項目で高い評価を得ている。一方、自由社への評価はけっして高いとは言えない。

ところが、採択の結果はこれとまったく異なっている。教育委員の投票は、自由社に集中しているのだ。

特に金沢区や緑区では、自由社は評価された項目がひとつもなかったにもかかわらず、自由社が採択されているのである。

もちろん、審議会の答申を教育委員がそのまま受け入れなければならない、というものではない。最終判断はあくまで教育委員会である。

しかし、ここまで答申と異なる結果となるのであれば、審議会が答申を行った意味がない。

この採択手続きには疑問があると言わざるを得ない。

「説明責任」は果たされたか

この7月に藤沢市で教科書の採択が行われ際には、私も教育委員会の会議を傍聴した。

審査の対象となったのは、9社の歴史教科書すべて。どの教科書を選定するかは単純な多数決ではなく、委員会としての合議に至るよう、慎重な審議を行っていた。ひとりひとりの教育委員が、なぜその教科書の評価するかを根拠を明示して述べる。

これなら、誰から見ても公正なものだろう。

ところが横浜市の場合、採択は「二者択一の無記名投票」で行われたのである。

下の表はその結果である。対象となったのは、各区で従来使用されてきた教科書1社と、新規参入の自由社のみ。この審議方法自体は違反ではないが、自由社にとってきわめて有利だということも事実である。

鶴見区	帝国4：自由社2	帝国
神奈川区	東書3：自由社3	委員長判断で東書
港南区	自由社5：帝国1	自由社
旭区	自由社4：東書2	自由社
磯子区	帝国3：自由社3	委員長判断で帝国
金沢区	自由社4：帝国2	自由社

そもそも、同じ教育委員が区によって別の教科書を推薦していること自体が、おかしな話である。

さらに、これらはすべて無記名投票で決しているため、何ら合理的な根拠は示されない。

また神奈川区のように、東書と自由社が同数だった場合は「委員長判断」で東京書籍が選ばれている。この判断もいわば委員長の「胸先三寸」である。

これで「説明責任」を果たしたと言えるのだろうか。

教育委員会「幹部」への働きかけは事実か

今回の採択に際して、市役所の内部にある情報がくめぐめした。「つくる会」の役員が事前にある教育委員会の「幹部」に働きかけを行い、「幹部」もこれに対して期待を持たせる返答をし、市政関係者にも同様のニュアンスを伝えた、というのである。

いわば「談合情報」である。このような場合、一般には入札が中止されることもある。まして、その「談合情報」通りの結果となった場合は、「不正」が強く疑われるのが通例である。

教科書の採択は公正取引の確保の見地から、独占禁止法による規制の対象となる。「教科書の編集者・著作者が採択に関与すること」も禁じられている。

私はこの情報について確たる証拠を持っているわけではないが、もし事実であれば重大な独占禁止法違反である。真偽についての究明が必要だろう。

背後に中田宏・前市長？

今回の採択を報じた新聞各紙は、その背後に中田宏・前横浜市長（7月に辞任）の意向を指摘する。

教科書の採択には教育委員の人選が大きくかわる。

教育委員長の今田忠彦氏は、中田市長の意を受けて就任した人物である。

もともと総務局長などを歴任した市の職員であり、教壇に立った経験はない。4年前の採択時には、ただひとり



▲中田前市長

「つくる会」教科書を推薦している。この今田氏が教育委員長になってからは「つくる会」教科書を推さなかった教育委員は次々と去り、その後任は中田市長の意を受けた人物で占められていく。

これは、同じく「つくる会」系の扶桑社版教科書を採択した、杉並区の山田宏区長の手法と同一である。

両氏は同じ松下政経塾の出身者である。ともに今後政治団体「『よい国つくろう！』日本国民会議」の結成をめざしている。

同会議は「日本人であることに誇りの持てる教育」を理念として標榜する。これは、まさに「つくる会」の理念そのものでもある。

このように見てくると、今回の採択は最初から「自由社を採択する」という結論ありきの、きわめて政治的なものだったのではないかと疑問が拭えない。

横浜市教委は次回から教科書の採択区を統合し、全市一括採択とする方針を決めている。そうなれば、全市で自由社版教科書が使用される可能性が高い。

今回の採択は、本当に「公正かつ適正」なものだったと言えるのだろうか？